

移転等に伴う臨床研修病院の指定継続について

1. 国の考え方 (H24. 8. 22 医道審議会 (医師分科会医師臨床研修部会) 承認)

移転等の前後における当該病院の規模、機能及び開設者の異同並びに移転等の範囲等を総合的に勘案し、当該病院としての同一性が認められる場合であって、かつ、当該移転等後の病院が指定基準を満たす場合には、引き続き指定するものとする。ただし、分割の場合に引き続き指定する基幹型としての病院数については、当該分割前に指定していた病院数を超えないものとする。

2. 指定継続の判断基準 (国)

(1) 病院としての同一性

移転等の前後について①規模、②機能、③開設者の異同、④移転等の範囲、等を比較の上、総合的に勘案し、同一性が認められる必要がある。

- ①規模 (病床数や医師、看護師及びそれ以外の医療従事者の職員数)
- ②機能 (標榜科や政策医療等、当該病院が担っている機能)
- ③開設者の異同
- ④移転等の範囲 (半径 2 km 圏内の移転で患者が受診継続)

(2) 基幹型病院の指定基準

省令通知に記載の基幹型臨床研修病院等の指定基準を満たす必要がある。

- ①臨床研修省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとり研修プログラムを有していること。
- ②医療法施行規則第19条第1項第1号に規定する員数の医師を有していること。
- ③救急医療を提供していること。
- ④臨床研修を行うために必要な症例があること。
- ⑤臨床病理検討会 (CPC) を適切に開催していること。
- ⑥患者の病歴に関する情報を適切に管理していること。
- ⑦医療に関する安全管理のための体制を確保していること。
- ⑧研修管理委員会を設置していること。
- ⑨プログラム責任者を適切に配置していること。
- ⑩適切な指導体制を有していること。

3. 府の考え方 (これまでの検討状況)

基幹型臨床研修病院の移転等における指定の継続の考え方について大阪府医療対策協議会 (R3. 1. 7) において協議※。

※医師法 16 条の 2 において、臨床研修病院の指定及び指定取消しを行う場合は、あらかじめ医対協の意見を聴くとともに、当該意見を反映させなければならない。と定められている。

<府の考え方>

上記 1. 国の考え方 (H24. 8. 22 医道審議会 (医師分科会医師臨床研修部会) 承認) を原則として引き継ぐ。

ただし、個別の事案については、地域の実情や医療機関の質等を勘案し、医療対策協議会で協議する。